

「みんな集まれ！2026きすき駅フェス」共催
「2026 きすき駅前秋の賑わい市」出店者要項

きすき駅前秋の賑わい市実行委員会
実行委員長 塚本 祐次

1. 開催趣旨

「本次の駅前を元気にしたい！」

今年も昨年同様、雲南市主催の「2026元気いっぱい木次線まつり」、マルシェリーズでのきすきマルシェ、JR木次管理駅のイベントと4つの団体が共催するかたちで「2026きすき駅前秋の賑わい市」を開催します。きすき駅前に賑わいを創出することにより、地域住民と他地区からの参加者の交流の場として、継続的に開催するイベントに育て、衰退している駅前地区を活性化することを主眼としています。

2. 開催日時

令和8年10月12日(月・祝) 10:00～15:00

3. 会場

木次駅前商店街周辺

※詳細は会場図ご参照ください

4. 主催

きすき駅前秋の賑わい市実行委員会

事務局:ふらっと木次 (今年度事務局が変わりました。問合せ等は下記を参照下さい。)

5. 出店要件

(1)出店資格及び出店品目

【出店資格】

雲南市内の事業者(観光協会、商工会議所、商工会、中小企業団体、自治会、地域・まちづくり団体を含む法人及び個人。以下「事業者等」という。)であること。

ただし、キッチンカーの出店については、市内事業者を優先するが、スペースに空きがあり、出店品目を全て満たす場合は雲南市外の事業者でも可。

【出店品目】

出店することができる品目は食を中心とした地元特産品とし、次の①～⑤をすべて満たすものとする。

- 1 雲南の素材や技術にこだわりがあるもの
- 2 出店事業者等が自己又は自己の責任において生産又は販売する品目であること
- 3 各種法令、条例等に違反しない品目であること
- 4 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのない品目であること
- 5 生もの(サラダなど)や現地会場での複雑な調理が必要な品目ではないこと

(2)出店の関係機関(所轄警察署・消防署・保健所)への諸届・申請について

実行委員会事務局が一括して行います。必要事項を書類に記載の上、ご提出ください。なお、申し込み後出店内容等に変更がある場合は、事前に事務局へご連絡をお願いします。

(3)出店予定エリア

【出店予定エリア及び設備】 ✖ 部分は車両通行止め



※上記図の出店予定スペースは、出店者数等により変更する場合があります。

※各店の出店場所については、先着順ではなく、内容等に応じて事務局で調整し、事前にお知らせします。開催当日は、場所割りはしてありますので、後日提供する図面と併せてご確認ください。

●各出店店舗の1店舗当たりのスペース

※メイン通り及び県道付近の出店は横幅3m×奥行3mを1店舗で想定しています。上記出店スペースを上回る場合は、事前に事務局までご相談ください(ご希望に添えない場合があります)。

●商品、器材の搬入は、開催日当日行ってください。車両の通行止めは、午前9時から午後4時です。搬入は、9時までに行ってください。搬入後車の駐車は、チェリヴァーホールの屋上駐車場となりますので速やかな移動をお願いします。会場オープンは、午前10時からとなります。搬出車両は、4時以降に乗り入れてください。イベント時間帯の撤去・搬出はお避け下さい。出店車両の進入許可証の発行は、致しません。

(4)出店料について

今年はきすきマルシェ出店者との統一を図るため、売上の10%とさせていただきます。但し、売上金額が3万円未満の場合は、最低3,000円とさせていただきます。出店料の支払いはイベント終了後、売上を計算のうえ、実行委員会の指定する金融機関口座へ振込をお願いいたします(詳細は出店決定後お知らせします)。出店料はイベント実施に必要な経費(道路使用料など)等に充てさせていただきます。またイベント効果測定のため「出店者アンケート」の協力もお願い致します(当日配布)。

(5)備品の貸し出しについて

原則備品の貸し出しは行いません。出店者にて準備してください。出店場所には屋根がないため、テント等の準備を推奨します。

(6)その他の注意事項等

【水及び電気・ガス等の使用について】

水及び電気を使用する場合は、原則出店者にて準備してください。
ガス等火気使用の場合は、消防署への届け出が必要ですので、申し込み時ご連絡下さい。
電源確保等のための自家発電機の持ち込みは可とします。水及び電気等を大量に使用される場合は現地での調達が可能か調整するため、事前に事務局へ相談のうえ、申込みしてください。(使用にかかる費用をご負担いただきます)

【従事者の健康管理等について】

体調不良や過去一週間くらいの間に下痢のあった者は作業をさせないようにしてください。同居の家族にも同様の症状があった場合にも作業を控えてください。

【出店品目の表示等】

「家庭用品品質表示法」「食品表示法」「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守してください。

【その他】

消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要です。但し、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要です。

火気取扱店の場合は、消防署からの指導により、消火器を設置してください。また、当日は消防署職員の巡回があるので、自主点検を実施するとともに、関係部署から改善の指示等があった場合は従順に対応してください。

- ・飲酒した人が出店・販売を行わないでください。
- ・タバコは必ず喫煙所でお願いいたします。
- ・店舗内で発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- ・売上金、商品、釣り銭等は自己管理してください。
- ・食器等は清潔なものを使用し、なるべく可燃トレー等を準備するようにしてください。
- ・出店場所から撤収・搬出後、ゴミの回収や清掃は各出店者が責任をもち実施してください。
- ・来場時、退場時は必ず主催者(本部)へ報告してください。

・「申込書」に基づき「模擬店開設届」を一括して主催者が保健所に提出します。「申込書」に記載の無い商品の販売は原則できません。「模擬店開設届」以外の許可や届け出等（酒類の販売など）が必要な場合は、出店者において責任を持って行ってください。

・人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者側は一切の責任を負いません。

・出店及び食品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて出店者にて対応してください。

・本事項に記載のある項目については、遵守をお願いします。

これらの出店要件等に違反し、主催者の指示に従わない場合は、即時退場をしていただきます。

6. 出店申込

7月中旬からうなんコミュニティ財団のHP・SNS等で周知し公募する。出店希望者は申し込みフォームから申し込む。

7. 出店者の決定

7月末頃申し込み締め切り後、実行委員会において出店者を決定し、事務局が申し込み者全員に通知する。

8. 出店者説明会

出店者説明会は行わない。この出店者要項をお読みいただき、ご不明な点は事務局へお問合せください。

保健所へ提出の「露店営業許可証」をお持ちの方は、許可証のコピーを事務局まで直接ご提出頂くか郵送をお願いします。同許可証をお持ちでない方は、「臨時営業届」が必要となりますので、お申し出ください。警察署への「道路使用許可申請書」は、事務局で一括提出します。

9. 当日の雨天等への対応について

小雨程度の場合は開催しますが、警報級の雨や強い雨が終日降り続くことが予想される予報が出た場合は、実行委員会を開催し、賑わい市の開催の可否を決定し、連絡をいたします。

10. 事務局・問合せ先

2026きすき駅前秋の賑わい市実行委員会 事務局 ふらっと木次

問い合わせ先：公益財団法人うなんコミュニティ財団（ふらっと木次構成団体）

担当 守岡

住所 〒699-1332雲南市木次町木次36

電話/fax(0854)47-7787

メール info@unnan-cf.org

【2026きすき駅前秋の賑わい市実行委員会 事務局】

〒699-1332 雲南市木次町木次36

公益財団法人うなんコミュニティ財団

担当：守岡

TEL/FAX:(0854) 47-7787

メールアドレス：info@unnan-cf.org